

VII 調査票

東大阪市政世論調査

【調査についてのお願い】

市民の皆さまには、日頃から市政発展のため、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
東大阪市では、市民の皆さまのご意見などを幅広くお聴きするために年に1回、「東大阪市政世論調査」を実施しております。

この世論調査は、本市にお住まいの満18歳以上の方、2,700人を無作為に選ばせていただき、本市の取組や市政に対してのご意見などをお伺いするもので、今後の市政運営に反映させるための参考資料とさせていただきます。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、個人の秘密が他人に漏れたり、ご迷惑をおかけすることはございません。ご多忙の折、誠にお手数ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、お考えを率直にご回答くださいますようお願いいたします。

令和7年8月 東大阪市長 野田 義和

ご回答についてのお願い

- 宛名にあるご本人がご回答ください。(ご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、ご家族の方などが、ご本人の意向を尊重してご回答ください。)
- 次の2つの方法からいずれか1つをお選びいただき、**9月10日(水)までに**回答してください。

(1) インターネットでの回答方法

- ① 右記二次元コードまたは下記URLよりご回答ください。

URL: <https://src.webcas.net/form/pub/src2/272272y>



※ 専用サイトへのログインの際には、次のID・パスワード(全て半角英数字)を入力してください。

ID

パスワード

- * IDとパスワードは無作為に付与しており、個人が特定されることはありません。
- * 回答画面内の「一時保存」ボタンから、回答途中のデータを一時的に保存することができます。回答を再開される際は、保存時に発行される再開用URLまたは二次元コード、上記URLからアクセスしてください。

(2) 郵送での回答方法

- ① 黒のボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
- ② お答えは、「1つ」「3つまで」いくつでもなどの表記に従って、該当する番号に○印を付けてください。
- ③ ご記入いただきましたら、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、ポストにご投函ください。

【問合せ先】 東大阪市 市長公室 広報広聴室 市政情報相談課
電話 06-4309-3104(直通) FAX 06-4309-3801

I. 回答者ご自身のことについておたずねします。

問 1 あなたの性別に○印をつけてください。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. どちらともいえない、または答えたくない

問 2 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

問 3 あなたの職業は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

1. 自営業主またはその家族従事者(商工・サービス業・建設業・農業など) 2. 自由業者(医師・弁護士・芸術家など)
3. 民間の会社・団体の勤め人(庶務・経理・事務などに従事) 4. 民間の会社・団体の勤め人(作業・運転などに従事)
5. 公務員・教員 6. その他の有業者(パート・アルバイトなど)
7. 学生 8. 家事従事者
9. 無職(学生・家事従事者以外の無職)

問 4 あなたの家族の構成は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

1. 単身世帯(一人暮らし) 2. 夫婦のみ
3. 二世帯家族(親と子どもなど) 4. 三世帯家族(祖父母と親と子どもなど)
5. その他()

問 5 あなたのお住まいの状況は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

1. 一戸建てで持ち家 2. 一戸建てで借家
3. 共同住宅で持ち家(マンションなど) 4. 共同住宅で借家(アパートなど)
5. その他()

問 6 あなたは、東大阪市内に通算して何年ぐらいお住まいですか。(○は1つ)

1. 1年未満 2. 1年～5年未満 3. 5年～10年未満
4. 10年～20年未満 5. 20年～30年未満 6. 30年以上

Ⅱ. 防災に関する普段からの意識や備えについておたずねします。

本市では、防災意識の向上や普及、防災に関する周知活動に取り組んでおり、市民の皆さまの防災に関する普段からの意識や備えを調査し、今後の施策推進の参考にさせていただきます。

問 7 お住まいの地域のどのような災害の危険性があるか知っていますか。
(○はいくつでも)

- | | | |
|-------|---------|---------|
| 1. 地震 | 2. 洪水 | 3. 土砂災害 |
| 4. 津波 | 5. 特にない | 6. 知らない |

問 8 お住まいの地域の防災訓練や防災講演会などに参加したことがありますか。
(○は1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 参加したことがない |
|--------------|--------------|

※問8で「2. 参加したことがない」と回答された方におたずねします。

問 9 参加したことがない理由は次のうちどれですか。(○はいくつでも)

1. 仕事や他の用事がある
2. 訓練や講演会の開催日時などが分からない
3. 知っている人がいないまたは、少ないので参加しづらい
4. 参加する必要性を感じない
5. その他()

※すべての方におたずねします。

問 10 地震などの災害に対する準備として実施していることはありますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 飲料水や食料を準備している | 2. 携帯トイレを準備している |
| 3. 非常用持出袋を準備している | 4. 避難場所や経路を確認している |
| 5. 家具などの転倒防止対策をしている | 6. 家族との連絡方法を決めている |
| 7. その他() | |
| 8. 実施していない | |

と
問 11 災害に関する情報をどのような方法で取得していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 防災行政無線(防災スピーカー) | 2. 緊急速報メール(エリアメール) |
| 3. テレビ、テレビのdボタン、ラジオ | 4. Google、Yahoo!などの検索サイト |
| 5. 市ウェブサイト | 6. 市LINE公式アカウント |
| 7. 市公式Facebook | 8. 市公式X |
| 9. 大阪防災アプリ・おさか防災情報メール | 10. 近隣住民 |
| 11. その他() | 12. 取得していない |

Ⅲ. 識字についておたずねします。

識字とは、日常生活で用いられている文章を理解して、読み書きできることを意味します。差別や貧困などにより、教育を受ける権利を奪われてきたことからくる識字問題は、基本的な権利に深く関わる問題です。識字は社会生活の中で、さまざまな問題に立ち向かうための最も重要な力であり、今なお、読み書きに不自由されている人々がいることから、本市では識字問題の解決に向けて取り組んでいます。

と
問 12 あなたはどの程度、新聞を読んだり手紙を書いたりできますか。(〇は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 不自由なく読んだり書いたりできる |
| 2. 「かな」と少しの「漢字」なら、読んだり書いたりできる |
| 3. 「かな」だけなら、読んだり書いたりできる |
| 4. まったく読んだり書いたりできない |

と
問 13 あなたが知っている、文字の読み書きに不自由されている方はどのような状態ですか。(〇はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 簡単な文字の読み書きができない |
| 2. 簡単な読み書きはできるが、日常生活(市役所などの窓口で届出をするときなど)をしていくうえで不自由している |
| 3. 簡単な読み書きはできるが、社会参加(学習会への参加など)をしていくうえで不自由している |
| 4. その他() |
| 5. 文字の読み書きに不自由されている方は知らない |

問 14 読み書きに不自由されている方のために、今後市として取り組むべきことは、どのようなことだと思えますか。(〇はいくつでも)

1. 読み書きを学ぶ教室を充実させること
2. 市役所の案内板・届出書・パンフレットなどにふりがなをつけること
3. 企業へパンフレット配布などによる啓発を行うこと
4. 「国際識字デー・市民のつどい」などのイベントを通じて啓発を行うこと
5. 社会参加を促進するための多様な学習機会(パソコン教室など)を充実させること
6. その他()

問 15 本市が実施している識字問題への取組は、どの程度充実していると思えますか。(〇はそれぞれ1つ)

	充実度					
	1 充実している	2 どちらかといえ ば充実している	3 どちらともい えない	4 どちらかとい えない充実して いない	5 充実していない	6 取組を知ら ない
つぎ 次の A~G それぞれについて回答してください。						
A) 「識字学級」「よみかき教室」「日本語教室」 などによる識字学習機会の提供	1	2	3	4	5	6
B) 市政だより・市ウェブサイトなどを通じた識字 情報の提供・発信	1	2	3	4	5	6
C) 行政による読み書きの相談	1	2	3	4	5	6
D) 「国際識字デー・市民のつどい」「識字展」など のイベントによる啓発活動	1	2	3	4	5	6
E) 日本語学習に係るボランティア参加の仕組み づくり	1	2	3	4	5	6
F) 市政だより・チラシ・ポスターなどのふりがな、 外国語表記やピクトグラムによる案内表示	1	2	3	4	5	6
G) 点字や手話など識字学習機会の提供	1	2	3	4	5	6

問 16 本市が実施している識字問題への取組は、どの程度重要だと思いますか。
(○はそれぞれ1つ)

次のA～Gそれぞれについて回答してください。	重要度				
	1 重要である	2 どちらかといえば重要である	3 どちらともいえない	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない
A) 「識字学級」「よみかき教室」「日本語教室」などによる識字学習機会の提供	1	2	3	4	5
B) 市政だより・市ウェブサイトなどを通じた識字情報の提供・発信	1	2	3	4	5
C) 行政による読み書きの相談	1	2	3	4	5
D) 「国際識字デー・市民のつどい」「識字展」などのイベントによる啓発活動	1	2	3	4	5
E) 日本語学習に係るボランティア参加の仕組みづくり	1	2	3	4	5
F) 市政だより・チラシ・ポスターなどのふりがな、外国語表記やピクトグラムによる案内表示	1	2	3	4	5
G) 点字や手話など識字学習機会の提供	1	2	3	4	5

IV. 子どもファーストの取組についておたずねします。

本市では、未来を担う子どもたちが笑顔になり、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまちをめざして、「子どもファースト」なまちづくりを進めています。令和6年度に策定した「東大阪版子どもファーストロードマップ」では、給食の無償化、2歳児保育料無償化を含む「5つの次世代への投資」と、新たに集中的に取り組む内容である「7つの子どもファーストの推進」を示し、子どもファーストのまち東大阪の実現に向けて取り組んでいます。

7つの子どもファーストの推進

- (1) 子どもの権利に関する条例の制定
- (2) 市町村子ども計画の策定
- (3) 子ども家庭センターの設置
- (4) 子どもの意見を聞き施策に反映
- (5) 子ども子育てD Xの推進
- (6) 子どもファーストのまち東大阪ブランドの確立
- (7) 子ども・若者の意見を聞き、子ども・若者の居場所づくりを推進

子どもの権利について

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」では、子どもが生まれながらもっている次の権利などが定められています。

- 生きる権利
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、安心して暮らせること
- 育つ権利
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- 守られる権利
暴力やひどい扱いから守られること
- 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

問 17 あなたは、子どもの権利条約について知っていますか。(○は1つ)

1. 内容までよく知っている
2. 内容について少し知っている
3. 聞いたことはあるが、内容については知らない
4. 知らない

※ 問18～問22の「子ども」は、自身の子どものみならず18歳未満の人として回答してください。

問 18 子どもにとってどのような権利が大切だと思いますか。(○は3つまで)

1. 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、安心して暮らせること
2. 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
3. 仲間外れにされたり、いじめられたりしないこと
4. 親などから暴力やひどい扱いをされないこと
5. 子ども同士で集まってグループを作ったり、活動したりすること
6. 子どもに関係のあることを決めるときに、自由に意見を表せること
7. その他()

問 19 あなたの周りの子どもたちは、「子どもの権利」が守られていると思いますか。
(○はそれぞれ1つ)

つぎの A~F それぞれについて回答してください。	1 守られている	2 どちらかといえば 守られている	3 どちらともいえない	4 どちらかといえば 守られていない	5 守られていない	6 わからない
A) 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、安心して暮らせること	1	2	3	4	5	6
B) 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること	1	2	3	4	5	6
C) 仲間外れにされたり、いじめられたりしないこと	1	2	3	4	5	6
D) 親などから暴力やひどい扱いをされないこと	1	2	3	4	5	6
E) 子ども同士で集まってグループを作ったり、活動したりすること	1	2	3	4	5	6
F) 子どもに関係のあることを決めるときに、自由に意見を表せること	1	2	3	4	5	6

問 20 「子どもの権利」を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもに「子どもの権利」について学校などで教えること 2. 子どもの保護者や地域の大人が「子どもの権利」について学ぶ機会をつくること 3. 子どもの貧困対策として経済的な支援を行うこと 4. 子どもの居場所や遊び場を充実させること 5. ボランティアや自然体験など、子どもが参加できる体験活動を充実させること 6. 子どもが困ったり悩んだりした場合に相談できる窓口を設置すること 7. 市政やまちづくりについて子どもの意見を聴く機会を増やすこと 8. その他() 9. 必要だと思わないものはない
--

問 21 子どもが困ったり悩んだりした場合に、どのような相談窓口があれば相談しやすいと思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1. 直接お互いの顔を見て相談できる | 2. 電話で相談できる |
| 3. メール・SNSで相談できる | 4. 匿名で相談できる |
| 5. 夜間や休日に相談できる | 6. 学校で相談できる |
| 7. 公民館など地域の施設で相談できる | 8. 子ども食堂など子どもの支援を行っている場所で相談できる |
| 9. その他() | |

問 22 地域の子どもの関わりについて、最も当てはまるものを教えてください。(〇は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 地域の子どもと挨拶を交わす関係がある |
| 2. 地域の子どもと会話をする関係がある |
| 3. 地域の子どもと一緒に遊んだり交流したりする関係がある |
| 4. 関わりはない |

子ども・若者に関することについて

「こども基本法」では、子どもの意見の尊重について定められています。

【こども基本法】

こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような社会をめざして、こどもや若者に
関する取組を進めていくうえで基本になることを決めた法律です。

この法律の基本理念では、全てのこどもの「意見を表明する機会」や「多様な社会的活動に参画する機会」が確保されることについて示されています。

※ 問23～問26の「子ども・若者」は30歳までの人として回答してください。

問 23 本市では、子ども・若者の意見がまちづくりに反映されていると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う | 2. そう思う |
| 3. どちらともいえない | 4. あまりそう思わない |
| 5. まったくそう思わない | |

問 24 どのような方法や手段があれば、子ども・若者が市に対して意見を伝えやすいと思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 市役所などの市の施設で伝える | 2. 学校で伝える |
| 3. 電話で伝える | 4. SNSで伝える |
| 5. メールで伝える | 6. 手紙で伝える |
| 7. Webのアンケートに回答する | 8. 紙のアンケートに回答する |
| 9. 幅広い年代からなる集まりで伝える | 10. 同年代からなる集まりで伝える |
| 11. その他() | |

問 25 本市では、安心して子ども・若者が学びや遊びができ、居場所となる施設を充実させていきたいと考えています。あなたは、現在東大阪市内の子ども・若者の居場所は充実していると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う | 2. そう思う |
| 3. どちらともいえない | 4. あまりそう思わない |
| 5. まったくそう思わない | |

問 26 あなたは、本市において子ども・若者の居場所にどのような要素を求めますか。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1. 身近にある、自力で行ける・帰れる | 2. 自分の意思で居たいだけ居られる |
| 3. くつろげる環境がある | 4. 好きなものがある、好きなことができる |
| 5. 自分のタイミングで、いろんなことができる | 6. 人とのつながりを感じられる |
| 7. 親しい人とのつながりの中で安心して居られる | 8. 趣味・興味の合う人がいる |
| 9. 支配・強制・指図されない | 10. 自分の意見が反映される |
| 11. 多様なイベントがあり、自分の興味に合うものに参加できる | 12. 居場所運営スタッフが好き、信頼関係がある |
| 13. そこにいることを通じて、生きる力がつく・生まれる | 14. 交友関係を充実、拡大できる |
| 15. その他() | |

※問27～問28の「子ども」は、自身の子どものみならず18歳未満の人として回答してください。

問 27 あなたは、本市が子どもを生き育てやすいまちだと思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う | 2. そう思う |
| 3. どちらともいえない | 4. あまりそう思わない |
| 5. まったくそう思わない | |

問 28 本市が子どもを生み育てやすいまちとなるには、どのような施策が有効だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 子どもの医療・健康にかかる経済的支援
2. 子どもの医療・健康にかかるサービスのさらなる充実
3. 保育にかかる経済的支援
4. 保育にかかるサービスや施設のさらなる充実
5. 教育にかかる経済的支援
6. 教育にかかる施設のさらなる充実(学習環境の整備を含む)
7. 子どもの居場所・遊び場のさらなる充実
8. 安全安心な道路環境づくり
9. ICT・デジタル活用による利便性の向上(サービスの利用や申請手続きの簡素化)
10. 子ども・子育て情報の発信
11. 各種イベントのさらなる充実
12. その他()

V. 墓地の利用についておたずねします。

本市では、市営墓地の整備を進めております。少子高齢化や核家族化といったライフスタイルの変化に伴い、墓地の形態も多様化しているため、市民の皆さまのお墓に対する考え方やニーズを把握することにより、今後の市営墓地のあり方を検討していきたいと考えております。

問 29 現在、お墓を所有または利用していますか。(〇は1つ)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 所有または利用している | 2. 所有または利用していない |
|----------------|-----------------|

問 32 へお進みください

※問29で「1. 所有または利用している」と回答された方におたずねします。

問 30 どのような形態のお墓を所有または利用していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. 一般墓地(個々に区画された従来からあるお墓) | 2. 合葬式墓地(複数の方の遺骨を共同で埋葬するお墓) |
| 3. 納骨堂(遺骨を納骨壇に安置する施設) | 4. その他() |
| 5. わからない | |

※問29で「1. 所有または利用している」と回答された方におたずねします。

問 31 お墓の継承について、どのように考えていますか。(〇は1つ)

1. 子孫などに継承してもらいたい
2. 墓じまい(自宅で保管、散骨など)したい
3. 他のお墓に改葬(永代供養墓への移動も含めて、遺骨を他のお墓に移すこと)したい
4. その他()
5. わからない

※すべての方におたずねします。

問 32 新たにお墓を所有または利用する場合、どのような形態のお墓を希望しますか。(〇は1つ)

1. 一般墓地(個々に区画された従来からあるお墓)
2. 合葬式墓地(複数の方の遺骨を共同で埋葬するお墓)
3. 納骨堂(遺骨を納骨壇に安置する施設)
4. その他()
5. 所有または利用するつもりはない
6. わからない

※問32で「1. 一般墓地」、「2. 合葬式墓地」、「3. 納骨堂」、「4. その他」と回答された方におたずねします。

問 33 新たにお墓を所有または利用する場合、どのような内容を重視しますか。(〇はいくつでも)

1. お墓の形態(一般墓地・合葬式墓地・納骨堂など)
2. お墓の使用料(墓地を使用する権利を得るために一度だけ支払う費用)
3. お墓の管理料(墓地全体を維持・管理するために定期的に支払う費用)
4. 墓地の施設・設備
5. 墓地の清掃状況
6. 墓地の周辺環境
7. 交通の利便性
8. その他()
9. こだわらない

アンケートは以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございます。郵送で回答される場合は、ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒(切手は不要)に入れて、**9月10日(水)**までに郵便ポストに投函してください。インターネットで回答される場合も、**9月10日(水)**までに回答してください。